

要件① 障害者雇用数

基準日（6月1日）において、次のとおり障害者を雇用していること

【県内に主たる事務所を有する企業等の場合】

区 分	認 定 基 準
常用雇用労働者数が 40.0人以上の企業等	法定雇用数〔注〕を超えて障害者を雇用
常用雇用労働者数が 40.0人未満の企業等	1人以上の障害者を雇用

【県内の事業所の場合】

区 分	認 定 基 準
常用雇用労働者数が 40.0人以上の事業所	次のいずれにも該当 ・ 常用雇用労働者数に2.5%を乗じて得た数（1人未満の端数は切り捨て）を超えて障害者を雇用 ・ 事業所を設置している企業等が法定雇用数〔注〕を超えて障害者を雇用
常用雇用労働者数が 40.0人未満の事業所	1人以上の障害者を雇用 ※ ただし、事業所を設置している企業等全体の常用雇用労働者数が40.0人以上の場合は、次のいずれにも該当 ・ 事業所において、1人以上の障害者を雇用 ・ 事業所を設置している企業等が法定雇用数〔注〕を超えて障害者を雇用

〔注〕 法定雇用数

常用雇用労働者数に障害者雇用促進法に定める法定雇用率（2.5%）を乗じて得た数（1人未満の端数は切り捨て）